

旭川医科大学科学研究費補助金等経理事務取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和3年8月23日学長裁定)

旭川医科大学科学研究費補助金等経理事務取扱要項の一部を改正する要項（案）

旭川医科大学科学研究費補助金等経理事務取扱要項（平成16年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(経理事務)</p> <p>第3 事務局長は、経理の委任を受けた補助金について、<u>事務局次長（総務・教務担当）</u>（以下「科学研究費管理者」という。）にその経理事務、その他これらに関連する諸手続を行わせるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和3年8月23日から実施し、改正後の第3の規定及び別記様式は、令和3年4月1日から適用する。</u></p> <p><u>別記様式（第2関係）</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うとともに規定の整備を図るものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(経理事務)</p> <p>第3 事務局長は、経理の委任を受けた補助金について、<u>総務部長</u>（以下「科学研究費管理者」という。）にその経理事務、その他これらに関連する諸手続を行わせるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>別記様式（第2関係）</u></p>